

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2026 年 8・9 月号(第 244 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ EV の知能化が牽引する中国サプライチェーンの再構築

Formula consulting 戦略コンサルティング部

シニアアナリスト 楊備 1

■ 人民元の国際化を推進する施策の活発化

帝京大学 経済学部

教授 露口洋介 5

■ 専精特新「小巨人」企業からみる中国の技術自立戦略

三菱総合研究所 政策・経済センター

主任研究員 森重彰浩 9

■ 汚職・賄賂規制に係る中国の最新司法解釈と日系企業のコンプライアンス対応

金杜法律事務所 パートナー弁護士

中日民商法研究会 副会長 劉新宇 15

■ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介 18

■ 主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 23

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



EVの知能化が牽引する中国サプライチェーンの再構築

Formula consulting

戦略コンサルティング部

シニアアナリスト 楊備

世界の自動車産業は、機械駆動からデジタル駆動への根本的な転換期を迎えている。電気自動車(EV)の製品特性が、従来の「固定資産」から「頻繁にアップデートされるコンシューマー・エレクトロニクス」へと進化するにつれ、自動車バリューチェーンの中核要素には顕著なシフトが生じている。

本稿では、EVの「知能化」がいかんして自動車製造におけるサプライチェーンのロジックを再構築しているかを分析する。その上で、新たな市場環境という挑戦に対し、多国籍企業がいかんして伝統的な製造業としてのノウハウと新興技術ソリューションを融合させ、未来の競争力を備えた、卓越した製品を開発すべきかについて考察する。

1. 自動車ハードウェアのアップデート周期がコンシューマー・エレクトロニクス・モデルへ転換

長きにわたり、ガソリン車の競争力の中核は、機械的な精密さにあった。エンジンやトランスミッションの長い開発周期と高い技術障壁は、伝統的な自動車に極めて強い「資産」としての属性を付与してきた。しかし、スマートEVの登場が、この経路依存性を打ち破った。知能化はEVの進化のペースをスマートフォン(スマホ)のアップデート周期に近づけており、この傾向はサプライチェーン全体の供給構造を再構築している。

この転換の核心的な駆動力は、知能化技術による「消費者が感知する価値」の再定義にある。中国の自動車ユーザーの平均的な買い替え周期は著しく加速しており、スマホの買い替え周期に近い傾向を示している。チップの演算能力の向上、HMI(ヒューマン・マシン・インターフェース)の最適化、センシング・ハードウェアの更新といった、知能化の歴史における世代ごとの重大なアップグレードは、常に消費者の感性を刺激し、購買の意思決定に直結する。レベル2(L2:部分運転自動化)段階の自動運転機能の普及率が高まる中、車両を評価する指標は、伝統的な「運転の操作感」から「乗車プロセスにおける知能化体験」へと転換した^{注1}。このような製品属性のシフトは、サプライチェーンに対し、「スマホ化」する開発リズムに即応できる、極めて高い応答速度を要求している。

注1 「2025 年 4 月汽车智能网联洞察报告」 <https://www.eet-china.com/mp/a415718.html>

【表 1：中国における新エネルギー車（NEV）の買い替え周期分布】

買い替え周期	構成比
1 年未満	12%
1-2 年	23%
2-3 年	23%
3-5 年	34%
5-8 年	8%
8 年以上	0%

出所：懂车帝・中汽信科『汽车以旧换新消费洞察白皮书』（2026 年 3 月）を参考に執筆者作成

2. 車両原価 BOM の重心が「三電」および智能化システムへ移行

製品定義の変容は、グローバルな自動車サプライチェーンにおける付加価値分布の再編を直接的に引き起こしている。三電（バッテリー・モーター・電子制御）システム、自動運転システム、およびインテリジェント・コックピットの車両原価 BOM（Bill of Materials：部品構成表）に占める割合が上昇し続ける中、サプライチェーンの重要度は、従来のシャシーや駆動系領域から、電気化学および情報技術（IT）の領域へと遷移している。

動力システム分野においては、三電システムの標準化が進み、成熟化したことで新興サプライヤーが中核サプライチェーンへ参入する好機を生み出した。CATL（寧徳時代新能源科技）、INOVANCE（深圳市匯川技術）、Desay SV（惠州德賽西威汽車電子）などの企業は、電気化学と電子技術を深掘りすることで、迅速に市場における競争優位性を確立した^{注2}。

同時に、智能化という後半戦の競争は、LiDAR（レーザーレーダー）、演算チップ、およびコアアルゴリズムの重要性を押し上げている。完成車メーカー（OEM）が先進運転支援システム（Advanced Driver Assistance Systems：ADAS）の導入を積極的に推進する中、HUAWEI（華為技術）や HESAI（上海禾賽科技）といった企業が、通信技術とセンシング分野での蓄積を武器に、EV 時代の新たな中核サプライヤーとしての地位を築いている^{注3}。

注2 <https://www.catl.com/news/8705.html>

注3 <https://www.huawei.com/cn/giv/intelligent-automotive-solution-2030>
<https://www.hesaitech.com/cn/news/1369>

【表 2：EV 車両原価 BOM 内訳】

部品構成表(BOM)	材料コストに占める割合
三電システム(バッテリー、モーター、電子制御)	43.76%
車体+シャシー	26.94%
通信・電子システム	16.21%
内外装部品	13.09%

出所：「東方財富証券資料」を参考に執筆者作成

3. トヨタが EV 開発において中国現地サプライヤーの技術を積極的に統合

サプライチェーン構造の変化は、単独で起きている現象ではなく、世界のトップメーカーによる戦略的調整によって裏打ちされている。極めて強力な垂直統合モデルを維持してきた多国籍自動車メーカーでさえも、知能化という課題に直面し、より現地に即した戦略的協力パートナーシップを採用し始めている。

广汽トヨタ自動車 (GTMC) が投入した「bZ7 (鉑智 7)」を例に挙げると、同モデルの開発には、中国現地の企業が優位性を持つ複数の技術ソリューションが深く統合されている。知能化の側面において、bZ7 はトヨタ車として初めて HUAWEI の「HarmonyOS」インテリジェント・コックピットを搭載し、高精度な自動運転用の LiDAR を装備した。

パワートレイン階層においては、HUAWEI の「DriveONE」電気駆動システム (最高出力 207kW) および中創新航科技集団 (CALB) 提供のリン酸鉄リチウム (LFP) イオン電池を採用し、最高時速 180km/h を実現している^{注4}。トヨタによる新型モデルでの大胆な試みは、世界的自動車メーカーが地域的なサプライチェーンの効率性を認めたことを反映している。成熟し、かつ高いコストパフォーマンスを備えた知能化サプライチェーンを取り込むことで、多国籍メーカーは研究開発サイクルを大幅に短縮し、市場の急速な変化に対してより競争力のある姿勢で対応することが可能となる。

注4 <https://www.gac-toyota.com.cn/vehicles/bozhi7/>

【表 3 : 广汽トヨタ自動車 bZ7 中国サプライヤー部品リスト】

部品カテゴリー	具体的な部品・システム	中国サプライヤー
駆動用バッテリー	lithium-iron phosphate batteries	CALB
電気駆動システム	DriveONE 電気駆動システム	HUAWEI
インテリジェント・コックピット	HarmonyOS cockpit	HUAWEI
自動運転	R6 モデル 運転支援ソリューション	Momenta

出所：「広州モーターショー2025 (第 23 回広州国際自動車展覧会)」の記事を参考に執筆者作成

4. コンシューマー・エレクトロニクス化は移手段としての自動車の本質を変えられない

中国の自動車サプライチェーンにおける急速なアップデートと極限的なレスポンススピードは、中国で事業を展開する多国籍企業、とりわけ厳密で長期的な開発サイクルで知られる日本企業に、これまでにない新たな挑戦を突きつけている。伝統的な日系メーカーは通常 4～5 年の車両開発サイクルを遵守してきたが、現在の中国市場における知能化の進化サイクルは、すでに 18～24 カ月まで短縮されている。このような製品進化の速度は、多国籍企業の意味決定の効率性を試すだけでなく、そのグローバルな供給体制の柔軟性に対しても極めて高い要求を課している。

しかし、「スマホ化」するアップデート周期を追求する一方で、業界内では「移手段としての自動車の本質」に対する再考も始まっている。未来を展望すれば、シャシーチューニング (運動性能や乗り心地を最適化するための車台の調整) の質感、ステアリングの線形なフィードバック (ハンドル操作とタイヤから伝わる反力の直結感)、受動的安全設計の厳格な基準、そして長期使用における

信頼性といった伝統的なドライビング体験は、依然として強力な製品競争力とブランドの壁を構築する要素である。消費者は、インテリジェント・コクピットがもたらす感覚的な刺激を享受した後、最終的には走行性能の本質や乗り心地という核心的な要求へと回帰するであろう。

企業にとって、未来における勝利への道は、単なるハードウェアの積み上げや純粋なデジタルシフトを付和雷同に追求することではない。卓越した製品の誕生は、企業が新しい消費習慣の変化をいかに正確に捉え、過去数十年にわたり機械工学、製造基準、品質管理において蓄積してきた深い技術的基盤を新興の電気化学やデジタルソリューションといかに有機的に結合させるかにかかっている。自動車の安全性と走行の本質を維持した上で、ユーザーの期待を超える、より深化し、高い生命力を持った知能化製品を提供することこそが重要である。

(執筆者連絡先)

Formula 総合研究所

※日本・中国・韓国を基盤とするグローバル戦略コンサルティング会社。日系企業向調査、戦略策定、ハンズオン型実行支援が特徴。

東京都千代田区紀尾井町 4-1 New Otani Garden Court F28

上海市浦東新区耀元路 58 号 環球都会広場 1 号楼 2F

Mail : lanniexu@formulaconsulting.cc

Formula 総合研究所所属事務所：東京・上海・深圳・香港

人民元の国際化を推進する施策の活発化

帝京大学
経済学部
教授 露口洋介

1. 人民元の国際化を推進する動き

「第 15 次五カ年計画（2026～2030 年）」が 2025 年 10 月の中国共産党第 20 期中央委員会第 4 回全体会議（四中全会）で提案され、2026 年 3 月の第 14 期全国人民代表大会（全人代）において採択された。そこでは、「人民元の国際化を推進し、資本収支項目の開放水準を高め、自主的でコントロール可能な人民元クロスボーダー支払い体系を構築し、人民元オフショア市場を発展させる」と記載されている。5 年前の「第 14 次五カ年計画」では「穏健・慎重に人民元の国際化を推進する」と表現されていたことと比べると、人民元の国際化をより強く推し進めようとする姿勢が示されている。

また、中国人民銀行（以下、「人民銀行」）が 2025 年 10 月に公表した「人民元国際化報告（2025）」では、「自主的でコントロール可能な人民元クロスボーダー支払い体系を構築する」と題されたセクションにおいて、「人民元クロスボーダー決済システム（Cross-border Interbank Payment System: CIPS）^{注 1}のネットワークがカバーする範囲を拡大し、より効率が高く、便利で高速な人民元決済サービスを提供することを支持する。（中略）デジタル人民元のクロスボーダー決済における使用を研究し、推進する」とされている。

注 1 露口洋介「人民元国際化と CIPS」（「MUFG BK 中国月報」2022 年 10 月号）参照。

これらを受け、2026 年になって人民元の国際化に関するさまざまな動きが見られる。まず、デジタル人民元には利息が支払われていなかったが、1 月 1 日からデジタル人民元のデジタルウォレット残高に対して、普通預金金利が支払われることとなった。これは、主に国内でデジタル人民元の利用を促進する方策であるが、同時にクロスボーダー決済におけるデジタル人民元の利用を推進する効果もある。

人民銀行は 2 月 26 日に、「銀行業金融機関の人民元クロスボーダー銀行間融資業務に関する事項の通知」を公布した。この通知は、中国本土内の銀行と香港・マカオを含む本土外の銀行の間の人民元融資・調達業務について、ルールを明確化し、融資・調達残高の上限を定めるもので、その目的は人民元のクロスボーダーの利用を促進することとされている。

次に、3 月 20 日に人民銀行と国家外貨管理局は「本土内企業の本土外貸出管理弁法」を公布した。人民元建てと外貨建ての対外貸付を統一管理し、対外貸付の上限を引き上げることが内容となっている。人民元建てと外貨建ての資本取引規制を一体化しつつ緩和するものである。

4 月 15 日には、人民銀行と国家外貨管理局が「銀行業金融機関の本土外貸出業務に関する事項を調整する通知」を公布した。対外貸出の上限を引き上げるもので、資本取引規制を緩和する措置である。

2. 上海オフショア金融市場の開設

人民銀行の潘功勝総裁は、2026 年 6 月 17 日に上海の金融街である陸家嘴で行われた「2026 年陸家嘴フォーラム」において講演を行い、人民元の国際化に関する政策を発表した。その一つとして、「上海国際金融センターにおけるオフショア金融発展のための行動方案」(以下、「行動方案」)の制定が取り上げられた。行動方案は、政府関連部署と上海市政府の共同で制定されており、潘総裁の講演と同じ 6 月 17 日に人民銀行のウェブサイトで公表されている。

行動方案の「1. 総体的要求」では、上海において上海国際金融センターにふさわしいオフショア金融システムを構築し、人民元国際化の推進により大きく貢献すること、とされている。そして、2027 年末までにオフショア金融業務に関する基礎的な規則を整備し、2030 年末までに相対的に成熟したオフショア金融制度と法的枠組みを着実に形成する。さらに、2035 年末には上海がオフショア・オンショア市場の高水準の協調的発展の要として、中国の金融の高度なレベルでの開放と高い質を備えた発展を牽引する、というスケジュールが示された。

オフショア金融業務の内容としては、行動方案の「5. オフショア金融業務」において、以下の 6 項目が挙げられている。

①オフショア貿易金融サービス

オフショア貿易は海外の 2 つの会社間で行われる貨物貿易の契約を国内企業が行うもので、その取引に対する資金の提供、資金決済などの金融サービスを上海の一部地域において試験運用することを、2025 年 6 月に潘総裁が発表済みである。今回、その試験運用の地理的範囲を拡大し、業務範囲もコモデティ ^{注2} 貿易から開始して、徐々に拡大していく具体的な内容が示された。

注2 原油・天然ガスなどのエネルギー資源、金や銅などの金属、小麦や大豆などの農産物といった、国際的に取引される原材料や一次産品のこと。

②自由貿易オフショア債券

貿易の両当事者が国外に所在するオフショア貿易について、貿易当事者が債券を発行し、上海自由貿易試験区にある企業がこれを購入するという、投資のチャンネルを整備する。

③オフショア再保険

国際的に流入する保険資金を利用して海外投資や海外支払いを行う業務を試験運用する。

④財務センター

多国籍企業が、上海に財務センターを試験的に設置し、海外資金を集約して、グローバル資金管理を行うことを支援する。

⑤人民元オフショア外国為替取引市場

条件を満たした商業銀行が、上海自由貿易試験区においてオフショア人民元外国為替取引を行うことを支援する。今回の措置によって、人民元と非米ドル通貨との直接取引を推し進める。

⑥非居住者向け個人金融サービス

非居住者個人の口座開設やカード発行手続きを簡便化し、非居住者個人のビジネスの往来や消費活動における支払い決済の需要によりよく応える。

以上のうち、⑤の人民元オフショア外国為替取引市場について見ると、人民元にはオンショア人民元（CNY）とオフショア人民元（CNH）の2種類が存在する。CNYは、香港・マカオを除く中国本土で流通する人民元であり、經常取引と直接投資や証券投資などのうち当局が認可した資本取引についてのみ、香港・マカオを含む本土外とのクロスボーダー取引に使用できる。為替レートは厳格に管理されている。一方、CNHは、香港を中心とした中国本土外で流通する人民元であり、取引範囲に制限はなく、為替レートも管理されていない。今回の行動方案では、中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行、中信銀行の6行に限り、浦東新区にある上海自由貿易区において外貨交易センターのプラットフォームを利用し、CNHと外貨の間の取引を直接扱う試験運用を認めることとなった。

3. 海外中央銀行向けの人民元建てレポ取引手段の導入

潘総裁は、2026年6月17日に行われた同講演で、海外中央銀行等に向けた人民元建てレポ取引の導入を発表し、同日、人民銀行のウェブサイトにも本件に関する公告が掲載された。人民銀行は、条件を満たした海外の中央銀行・通貨当局、国際金融機関、ソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）に対して、レポ取引手段を通じて人民元の流動性を提供する。海外中央銀行・通貨当局等の対象範囲は、2015年7月に中国国内の銀行間債券市場における人民元建て投資が認められた際と同じである。潘総裁は、これら公的機関が国内債券市場での取引を積極化しており、これに伴う流動性管理の需要が高まっていることから、それに応えるためにレポ手段を導入すると述べている。今回の措置は、これら公的機関が保有する準備資産としての人民元の利便性を向上させる効果を持つ。

4. デジタル人民元クロスボーダー決済総合サービスプラットフォーム（数幣達：CBETS）の稼働開始

潘総裁は、今回の講演において、2025年に開設された上海デジタル人民元国際運営センターが運営する「デジタル人民元クロスボーダー決済総合サービスプラットフォーム（Cross-border e-CNY Transfer Services：CBETS）」（略称「数幣達」）が正式に稼働した、と表明した。CBETSは、デジタル人民元の二国間クロスボーダー決済システムである。香港・タイ・アラブ首長国連邦（UAE）・サウジアラビアと中国が開発している多国間・地域デジタル通貨決済システムである mBridge とも接続している。

5. 人民元の国際化は加速するか

前述のとおり、第15次五カ年計画では、人民元の国際化を推進する方策として、資本取引の開放水準を高めることと、人民元の対外決済インフラの拡充、オフショア人民元市場の発展が挙げられている。

2026年の年初からとられたさまざまな資本取引に関する措置や、オフショア人民元外国為替取引の開始を含む上海オフショア金融市場の開設などは、上海の一部地域で参加者を限りながらも、資本

取引規制の緩和を進めるものである。また、CBETS の稼働は、CIPS、mBridge と並んで人民元の対外決済インフラを拡充するものであり、年初に行われたデジタル人民元に対する付利の開始とともに、デジタル人民元による対外決済を促進する効果を持つ。

2009 年 7 月に人民元による対外決済が可能となった当初から、人民元の国際化の背景として、主に国家安全保障の観点から金融制裁を回避することに重点が置かれていた。これは、中国の対外取引において、為替リスク回避のための建値通貨の人民元比率を引き上げることより、決済通貨の人民元比率を引き上げることが優先されてきたことから推測できる^{注3}。つまり、中国はドル建て・人民元払いという形の取引手法で、ドルを利用した決済の回避を推進してきたことを意味する。

注3 中国では、2023 年に対外受払に占める建値通貨の人民元建て比率が 10%程度であるのに対し、決済通貨の人民元建て比率は 50%近くに達している。

露口洋介「地政学的要因と人民元の国際化」(「MUFG BK 中国月報」2026 年 2 月号) 参照。

2026 年 2 月末にアメリカがイラン攻撃を開始したが、イランはこれに伴い、ホルムズ海峡を封鎖し、石油タンカーから通行料を徴収することとした。報道によると、通行料は 1 バレル 1 ドルであり、200 万バレルの大型タンカーであれば、200 万ドル(約 3 億 2000 万円)となる。イランは、アメリカによる金融制裁によってドルを利用した国際決済ができないため、人民元やステーブルコインなどでの支払いを求めているとされる。これは、まさにドル建て・人民元払いの例である。中国はこれまで中国自身と他国の間の取引の決済における人民元比率の向上を目指してきたが、ホルムズ海峡の通行料については、中国以外の第三国とイランの間の決済においても人民元に対する需要を高める動きが見られる。これは、中国と他国の取引だけでなく、第三国間取引を含め、世界でより広範に人民元が利用されることを推進する契機となりうる^{注4}。今後も地政学的要因による金融制裁を回避するため、脱“ドル依存”の動きが進み、人民元決済がその受け皿となる可能性がある。

注4 筆者は、人民元の国際化は、①中国の対外取引の決済に占める人民元の比率を上昇させるという守りの視点と、②世界で幅広く利用される国際的な主要通貨としての地位の向上という積極的な視点を分けて考えるべきであり、中国は現在まで前者に重点を置いてきたと見ている。

露口洋介「人民元の国際化に関する最近の動向」(「MUFG BK 中国月報」2024 年 8 月号) 参照。

中国は、資本取引の開放水準の向上や対外決済インフラの整備、人民元オフショア市場の発展などによって、人民元の利用をより便利なものにしようとしている。しかし、一方で、人民元の利用に対する需要が増加しなければ、人民元の国際化は進展しない。中東情勢の帰趨も含め、人民元の国際的利用に対する需要の状況に注意しながら、人民元国際化の今後の動向をモニターしていくことが求められよう。

(執筆者連絡先)

帝京大学 経済学部

露口洋介

E-mail: tsuyuguchi.yousuke.gh@teikyo-u.ac.jp

専精特新「小巨人」企業からみる中国の技術自立戦略

三菱総合研究所
政策・経済センター
主任研究員 森重彰浩

はじめに

中国の産業競争力を語る際、華為技術（HUAWEI）、比亞迪（BYD）、寧徳時代新能源科技（CATL）、中芯国際集成電路製造（SMIC）といった大手企業に注目が集まることが多い。しかし、中国の競争力を支えているのはこうした大企業だけではない。近年、中国政府は「専精特新（専門化・精細化・特色化・新規化）」の4つの特徴を備えた中小企業の育成を国家戦略として推進しており、その中でも、特に競争力の高い企業を専精特新「小巨人」企業として認定している。

小巨人企業は、特定技術やニッチ市場において、高い競争力を持つ中小企業群である。中国工業情報化部（工信部）は、2019 年から小巨人企業の認定を開始したが、2025 年までに延べ約 2 万社が認定されており、小巨人企業は、中国の技術自立戦略を支える重要なプレイヤーとなりつつある。

小巨人企業認定制度が誕生した背景

小巨人企業の認定制度が 2019 年に開始された背景には、大きく経済面と地政学面からの 2 つの要請があったとみられる。

第 1 に、経済面からの要請である。世界金融危機で西側先進国の経済が停滞する中、中国は 2010 年に世界第 2 位の経済大国となった。ただし、中国経済も、欧米向け輸出の減少などにより世界金融危機のダメージを受けたほか、経済構造面でも、人件費の上昇、高齢化の進展や人口減少などを背景に、海外からの投資受け入れや低コスト・大量生産の輸出を軸とする従来の成長モデルから、内生的なイノベーションと生産性向上を軸とする発展モデルへの転換を迫られていた。こうした中、中国政府は、特定分野で高い技術力を有する職人型の中小企業育成を、2011 年頃から重視するようになった。「専精特新」という概念が、政府の産業政策に登場するのもこの頃である。

第 2 に、地政学面からの要請である。2018 年以降の米中貿易摩擦や技術 HUAWEI への制裁、半導体分野を中心とする対中技術規制の強化により、中国は先端技術や重要部材の海外依存が国家安全保障上のリスクとなり得ることを強く認識した。こうした状況の下、中国政府は科学技術の「自立自強」を国家戦略として打ち出し、半導体、電気自動車（EV）、ロボットなど先端産業のサプライチェーン上の技術的ボトルネック解消を重視するようになった。これら先端産業の競争力は、多数の高度な部材や製造装置、ソフトウェアによって支えられているが、大企業がすべて内製化することは非効率であり、特定の技術や工程に特化した中小企業が補完する分業構造が一般的である。また、こうしたニッチ領域の技術は寡占化が進みやすく、特定の国や企業への依存が生じる傾向がある。このため、サプライチェーンの強靱性や自立性の観点から、高い技術力を有する中小企業群を育成し、国内における厚い技術基盤を形成することが重要となっていた。

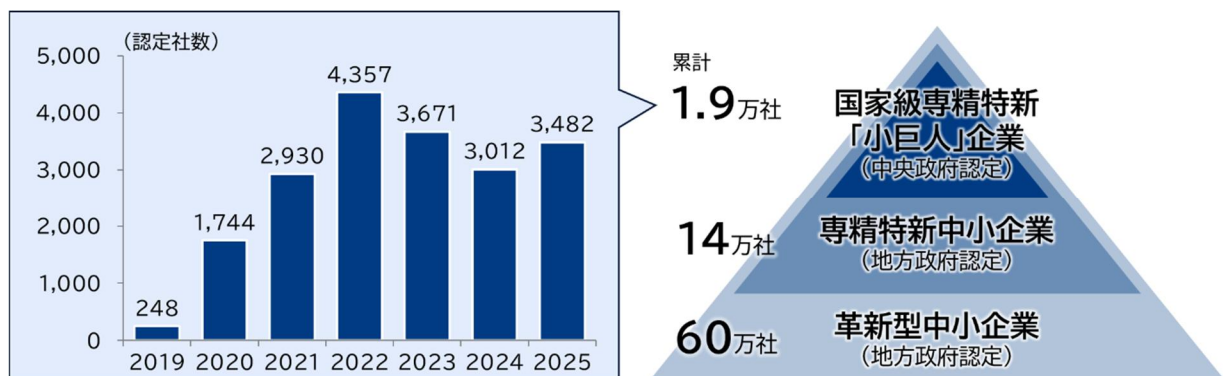
小巨人企業認定制度は、こうした構造的背景の下、中国が経済の高度化と科学技術の自立自強を目指す中で生まれた重要政策と位置付けられる。

地方からのボトムアップで選定される小巨人企業群

小巨人企業の認定企業数は、制度開始当初の 2019 年（248 社）と比較すると、飛躍的に拡大しており、2025 年は 3,482 社、延べ認定企業数は約 2 万社に上る（図表 1）。こうした小巨人企業群は、6,000 万社ともいわれる中国全土の中小企業のわずか 0.03%に相当するトップ層であり、地方政府による選定をベースとするボトムアップ型で認定される仕組みである。

まず、各省・自治区・直轄市の中小企業主管部門が、一定の技術力や成長性を有する企業を「革新型中小企業」（2025 年時点で約 60 万社）として認定する。その中から、専門化・精細化・特色化・新規性を備えた企業が「专精特新中小企業」（2025 年時点で約 14 万社）として選ばれる。さらに、各省が認定した专精特新中小企業の中から、有望企業が工信部に推薦される。工信部は研究開発能力、知的財産、製品競争力、市場シェア、サプライチェーン上の重要性などを審査し、全国レベルで優れた企業を国家級专精特新「小巨人」企業として認定する。

【図表 1 专精特新「小巨人」認定企業数と選抜構造】



出典：日本貿易振興機構（JETRO）「中国・专精特新政策に見る中小企業育成支援とイノベーション・知財」調査報告書などの資料を基に三菱総合研究所作成

これらの選抜制度は、単なる認定・表彰にとどまるものではなく、有望な中小企業の成長を後押しする政策プラットフォームとして機能している。小巨人認定企業は、中央および地方政府による研究開発支援、設備投資支援、技術支援などの各種政策資源へのアクセスが容易になるほか、「政府のお墨付き」を得ることで、金融機関や投資家からの資金調達が有利に働く効果も期待できる。また、小巨人企業認定が、中小企業のサプライチェーン上の地位に与える影響を分析した研究（Zhang, Y. (2025)^{注1}によると、認定により長期資金の調達が容易になることで資金制約が緩和され、販売先・仕入れ先ともに分散化が進み、特定の取引先に依存するリスクが低減されたという。

注 1 Zhang, Y. (2025). Can the “Little Giant” label enhance firms’ supply chain positions?. Economics Letters, Elsevier, vol.246(C).

また、小巨人企業は、中国政府が重点的に育成する戦略産業や重点産業チェーンの構成企業として位置付けられることが多い。小巨人企業を分析することは、個別企業の調査にとどまらず、中国政

府が、どの技術分野や産業領域を重視しているかを把握する手掛かりにもなる。中国市場や産業政策を理解する上で、小巨人企業群は有力な観測対象といえるだろう。

認定企業の業種別構成にみる中国の政策的狙い

小巨人企業というと、半導体や EV、ロボットなどの先端技術企業を想起しがちである。しかし、結論を先取りすると、小巨人企業認定制度が対象としているのは、特定の先端産業だけではなく、産業チェーン全体を構成する幅広い産業を対象としている^{注2}。本稿では、中国の金融・企業情報データベースとして広く利用されている Wind（万得）の企業データベース「Global Enterprise Library：GEL」に収録されている小巨人企業データを対象とし、その属性を分析する。

注2 本稿では、原材料調達から生産・販売に至る経路を「サプライチェーン」、各産業分野間の構造的関係を「産業チェーン」として区別して用いている。

まず、産業大分類でみると、認定企業の中心は製造業である。2025 年認定企業 3,482 社のうち、製造業は 1,941 社と全体の 56%を占める。制度開始以降、製造業の構成比は概ね 55～60%で推移している（図表 2）。製造業の内訳をみると、2025 年認定企業では、「コンピュータ・通信・その他電子設備製造業」が 302 社、「一般設備製造業」が 277 社、「専用設備製造業」が 277 社、「電気機械・器材製造業」が 254 社と上位を占めている。これらは、デジタルトランスフォーメーション（DX）や生産現場の自動化、先端製造装置の国産化、電力・エネルギー設備の高度化など、中国の産業政策上重視される中核分野に相当する。

【図表 2 小巨人企業の業種別認定企業数】

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
「小巨人」認定企業数	248	1744	2930	4357	3671	3012	3482	
農林牧漁業	0	0	0	2	3	1	1	
鉱業	0	1	2	3	7	8	3	
製造業	121	850	1794	2580	2269	1747	1941	
電力・熱力・ガス・水道	0	1	5	17	8	5	14	
建設業	1	2	7	16	24	23	28	
卸売・小売業	2	31	69	148	149	106	168	
運輸・倉庫・郵政	0	1	5	3	4	4	4	
情報通信・ソフトウェア	2	44	130	226	270	312	279	
金融業	0	0	0	1	1	1	0	
不動産業	0	0	0	0	1	0	0	
リース・ビジネスサービス	0	3	14	16	16	26	20	
科学研究・技術サービス	13	131	379	726	893	905	997	
水利・環境・公共施設管理	1	8	19	25	16	8	9	
生活サービス・修理	0	4	5	4	6	9	8	
教育	0	0	0	0	1	0	0	
保健・社会福祉	0	1	0	1	2	1	2	
文化・スポーツ・娯楽	1	1	0	0	0	0	1	

業種内訳（2025年）	
コンピュータ・通信・その他電子設備製造業	302
一般設備製造業	277
専用設備製造業	277
電気機械・器材製造業	254
...	
ソフトウェア・情報技術サービス業	263
インターネット関連サービス	16
通信・放送・衛星通信サービス	0
技術普及・技術応用サービス業	503
研究開発・実験開発	313
専門技術サービス業	181

出典：Wind の企業データベース GEL を基に三菱総合研究所作成

一方、注目すべきは、製造業以外の分野の拡大である。特に「科学研究・技術サービス」は 2019 年の 13 社から 2025 年には 997 社へと大幅に増加している。科学研究・技術サービスの内訳をみると、2025 年時点で「技術普及・技術応用サービス業」が 503 社、「研究開発・実験開発」が 313 社、「専門技術サービス業」が 181 社となっている。研究開発そのものだけでなく、開発された技術の普及や応用、社会実装へ結びつける企業群の育成が重視されていることが分かる。

また、「情報通信・ソフトウェア」も 2019 年の 2 社から 2025 年には 279 社へと増加している。内訳をみると、「ソフトウェア・情報技術サービス業」が 263 社と大半を占め、インターネット関連サービスは 16 社にとどまる。これは、中国政府が、産業ソフトウェアや産業 DX を支える技術基盤を重視していることを示唆している。

以上の結果を総合すると、中国政府による小巨人企業の育成は、①製造業を中核としつつ、②ソフトウェア・情報技術サービス業、③科学研究・技術サービスにも広がりを見せている。この点は、小巨人企業認定制度の政策的・戦略的意図を理解する上で重要である。半導体や EV といった重点産業の発展には、製造装置、素材、計測機器、ソフトウェア、技術サービスなど多数の周辺産業が必要となる。小巨人企業認定制度は、こうした産業チェーン上のボトルネックを解消し、中国全体の産業競争力を底上げするための政策として位置付けられる。

産業現場に科学技術を実装する中小企業群

小巨人企業の具体像を示すため、いくつかの企業事例を取り上げる。まず、事例 1 では、科学技術の自立自強の典型例として製造業の事例を示し、事例 2 では、近年、認定が拡大しているソフトウェア分野の企業事例を紹介する。

事例 1：包头长安永磁电机

希土類（レアアース）産業が集積する内陸部で高性能モーターを開発・製造

包头长安永磁电机は、内モンゴル自治区包頭市に所在するレアアース永久磁石モーター企業である。Wind の企業情報によれば、同社は 2001 年に設立された電動機製造企業であり、前身は永久磁石モーターの研究開発を手掛けていた企業である。包頭市は中国有数のレアアース産業集積地であり、同社は、こうした地域の資源・材料基盤を背景に、レアアース永久磁石を用いた高性能モーターの開発・製造を行っている点が特徴である。

具体的には、精密な位置決めや速度制御が必要な産業ロボット・工作機械向けのモーター、高速回転が求められるポンプや圧縮機向けのモーター、極低温環境や水中でも使用できる特別環境対応モーター、EV 向けの駆動用モーターなど多岐にわたる。

この事例が示すのは、内陸部の小巨人企業が単なる資源供給にとどまらず、資源を高付加価値の産業部品へ転換する役割を担っているという点である。レアアースは、採掘・分離精製・磁石材料の段階で語られることが多いが、実際の産業競争力は、それをモーター、さらにはモーターを精密に制御するサーボや、機械・車両を動かす駆動装置として応用する段階で発揮される。

高性能モーターは、現時点では、日本企業が高精度制御や高信頼性、量産品質の面で先行してきた分野である。しかし、中国企業も近年、レアアース資源の国内供給基盤、巨大な EV・産業機械市場、政策的支援を背景に、国産化と応用範囲の拡大を進めている。同社は、こうした中国の戦略的な方針の下で、レアアース資源の優位性を高付加価値部品へ転換する技術中小企業の 1 つと位置付けられる。

事例 2：安徽中科昊音智能科技

設備の「稼働音」を人工知能（AI）で解析し、産業インフラの異常を予兆検知

安徽中科昊音智能科技は、2019 年に設立された産業向け AI 企業である。同社は独自開発の「Cmfmc3.0 クロスチャネル声紋エンジン」を中核技術としている。声紋といっても、人の音声認識ではなく、設備や機械が発する稼働音を AI で解析し、異常や故障の兆候を検知する解析技術を強みとしており、産業設備の監視や予知保全に特化している点が特徴である。

同社の技術は、電力、石油・ガス、鉄鋼、新エネルギー、交通、航空、鉄道、橋梁、トンネルなど幅広い分野に適用されている。これらはいずれも設備停止や故障が大きな経済損失や安全リスクにつながる領域であり、設備の異常を早期に検知する予知保全技術への需要は高い。同社はこうした産業インフラ分野を主な顧客として事業を展開している。

また、同社の会社紹介資料によれば、世界最大級の水力発電プロジェクトである三峡水力発電設備や中国科学院のトカマク型（核融合実験）装置への応用実績を有する。これらは高い信頼性と安全性が求められる大型設備であり、同社の技術が高度な産業インフラ分野で活用されていることを示している。

まとめ

本稿の分析から、中国ビジネスに関わる企業にとって、重要な示唆は大きく 3 点ある。

第 1 に、中国企業をみる視点を大企業中心から高度な技術を有する中小企業群へ広げる必要がある。中国企業というと、HUAWEI、BYD、CATL、SMIC といった大企業に注目が集まりがちである。しかし、中国の技術競争力を支えているのはこうした企業だけではない。約 2 万社に及ぶ小巨人企業群は、装置、材料、部品、ソフトウェア、技術サービスといった幅広い領域で産業基盤を支えている。また、中国政府の産業政策についても、「中国製造 2025」やその後続プロジェクトのような国家レベルの大規模な産業政策が注目されがちであるが、地方からのボトムアップによる中小企業の技術力底上げという地道な産業政策に力を入れている点にも目を向ける必要がある。

第 2 に、小巨人企業群は、中国政府の政策重点領域を示す参考指標となる。本稿の分析から、小巨人企業認定制度は単なる中小企業支援策ではなく、科学技術の「自立自強」を実現するための政策ツールとして機能していることが確認できた。認定企業の業種構成や事業内容を継続的に追うことで、中国政府が、どの技術領域や産業チェーンを重点的に強化しようとしているのかを把握できる可能性がある。中国の産業政策を分析する上で、小巨人企業群は有力な観測対象といえる。

第 3 に、小巨人企業群は有望な提携先・調達先として高い潜在性を有している。小巨人企業の多くは非上場企業であり、日本ではほとんど知られていない。しかし、高い技術力を有し、政府支援を受けながら成長している企業が少なくない。日本の中堅・中小企業にとって小巨人企業は、中国市場における競争相手となりうるが、見方を変えれば、特に中国国内市場向けの技術開発や産業実装に強みを持つ企業も多く、共同研究、技術提携、部材調達、販売協力などの候補先として検討する価値がある。

以上を踏まえると、小巨人企業認定制度の本質は、産業チェーン上のボトルネック解消を担う技術中小企業群を体系的に育成する点にある。中国の技術自立は、一部の大企業や先端企業の成長に依拠するのではなく、各技術領域で競争力を持つ企業群によって支えられている。この観点から、小巨人企業群を継続的に分析することは、中国の産業政策の方向性や競争力の源泉を把握する上で重要性を増している。例年の公表時期から推察すると、2026 年の小巨人企業の認定リストは、秋頃に公表されるとみられる。2026 年の小巨人企業の顔ぶれにも注目していきたい。

(執筆者連絡先)

三菱総合研究所 森重 彰浩

E-mail: pecmacro@ml.mri.co.jp ホームページ: <https://www.mri.co.jp/>

汚職・賄賂規制に係る中国の最新司法解釈と日系企業のコンプライアンス対応

金杜法律事務所 パートナー弁護士
 中日民商法研究会 副会長
 劉新宇 (Liu Xinyu)

I はじめに

2026 年 4 月 10 日、中国最高人民法院と最高人民検察院との共同により「汚職および賄賂刑事事件の取扱いにおける法適用の若干の問題に関する解釈(二)」(以下、「司法解釈二」という)が公布され、同年 5 月 1 日にその施行日を迎えた。この司法解釈二は、2016 年に施行された「汚職および賄賂刑事事件の取扱いにおける法適用の若干の問題に関する解釈」(以下、「司法解釈一」という)に続き、汚職・賄賂刑事事件への法適用に関する、司法実務上の重要な基準を定めたものである。本稿では、その主要な内容と、コンプライアンス管理の観点からみた企業としての注意点について論ずるものとした。

II 行為者等の立場(国家公務員であるか否か)に基づく区別の廃止

中国の刑法では、贈収賄等の行為者・対象者が、同法第 93 条に定める国家公務員(国家機関において公務に従事する者のほか、国有企業等において公務に従事する者等も含む)であるか否かにより、表 1 のようにそれぞれ異なる犯罪類型を定めている。

【表 1：犯罪類型における区別の基準】

非国家公務員と関わる類型	国家公務員と関わる類型	区別の基準
非国家公務員による収賄罪	収賄罪	収賄者が国家公務員であるか否か
非国家公務員に対する贈賄罪	贈賄罪／組織体による贈賄罪	贈賄の対象者が国家公務員であるか否か
職務を利用した横領罪 (以下、「職務横領罪」)	汚職罪	勤務先等の財産を横領する行為者が国家公務員であるか否か
資金流用罪	公金流用罪	勤務先等の資金を流用する行為者が国家公務員であるか否か

出所：各種資料より筆者作成

これらいずれの類型も、犯罪として処理されるには、行為の対象物の金額が「比較的高額」であることを要し、また、「特に高額」等とされれば、その金額が刑の加重事由となることがある。司法解釈一では、対象物の具体的な金額について、基本的に表 1 の「非国家公務員と関わる類型」を「国家公務員と関わる類型」の 2～5 倍に設定していた。すなわち、全体的に、前者は後者よりも犯罪としての処理および刑の加重がされにくい状況にあった。

これに対し、司法解釈二第 8 条は両者の基準を統一して、表 1 の「非国家公務員による収賄罪」、「非国家公務員に対する贈賄罪」、「職務横領罪」および「資金流用罪」の金額基準は、それぞれ「収賄罪」、「贈賄罪／組織体による贈賄罪」、「汚職罪」および「公金流用罪」の基準を準用するものと

した。これにより、各類型が犯罪として処理される「比較的高額」の基準は、現時点でそれぞれ表 2 のとおりとなった。

【表 2：犯罪類型別にみた「比較的高額」の具体的な金額】

犯罪類型	「比較的高額」の具体的な金額
非国家公務員による収賄罪	30,000 人民元（その他重大な情状があれば 10,000 人民元）
非国家公務員に対する贈賄罪	贈賄先の自然人行為者：30,000 人民元（その他重大な情状があれば 10,000 人民元） 贈賄先の組織体行為者：200,000 人民元
職務横領罪	30,000 人民元（その他重大な情状があれば 10,000 人民元）
資金流用罪	違法利用の場合：30,000 人民元 営利利用または 3 カ月超未返還の場合：50,000 人民元

出所：各種資料より筆者作成

この結果、例えば一般民間企業間における不当な図利（とり）目的が認定されうる贈答等は、所定の金額基準に達すれば犯罪となる可能性が高まった。特に、複数回に分けて贈収賄行為がなされた場合、1 回あたりの金額が成立基準に達していなくても、中国刑法適用の実務上、その累計額で計算されうる点には特に注意を要する。

また、司法解释二第 8 条により、職務横領罪および資金流用罪も国家公務員関連類型の金額基準に準ずるものとされ、民間企業内部の不正行為に対する刑事責任追及の可能性が高まった。このことから、日系企業においても、贈収賄リスクへの注意だけでなく、従業員による会社財産の不正取得、会社資金の私的流用等の防止に努めなければならない。

Ⅲ 組織体犯罪・自然人犯罪の区分の明確化

司法解释二は、贈収賄に係る組織体犯罪と自然人犯罪との区別について、さらに明確な基準を定めた。その基本的な基準は利益の帰属である。具体的に、司法解释二第 15 条は「組織体の名義で金品を收受したとしても、自然人による不法占有の目的がある場合、または收受した金品が自然人の所有に帰属する場合、自然人による収賄罪として処罰する」としている。また、同第 16 条は、不当な利益を図るために国家公務員に贈賄した場合で、①組織体が集団で決定し、違法所得が組織体に帰属すること、②組織体の実質的支配者もしくは主管者が決定し、違法所得が組織体に帰属すること、これらいずれかのときは、組織体による贈賄罪として処罰する（第 1 項）と定める。これに対し、自然人の財産と組織体の財産とが高度に混同し、組織体が贈賄により取得した不当な利益が実質的に自然人に帰属する場合には、自然人の贈賄罪として処罰する（第 2 項）ものと定めている。

ビジネス上の贈答等は、会社としての商機取得といった目的で行われるのが一般的で、その利益も会社に帰属すると考えられる。したがって、例えば社内の一定の決裁手続きを経て行われた贈答が合理的な限度を超え、犯罪として処理されることとなった場合には、自然人犯罪ではなく、組織体犯罪として会社がその責任を追及される可能性が高いと思われる。これを避けるためにも、社内管理のさらなる徹底が必要となる。

IV 賄賂の金額認定に関する規定の詳細化

上記Ⅱで論じたように、贈収賄関連犯罪に対する処罰は授受した金品の価値と大きく関わる。司法解釈二は、その認定に関する詳細な規定を定めた。

まず、第 11 条第 1 項により、収賄額は通常、金品授受の時点における価値に基づいて認定すべきものとされた。また、第 11 条第 2 項は、株式・出資持分の授受による予想収益が賄賂の目的物とされ、犯罪が成立する場合について定めた。すなわち、収賄額は事件発覚時に実際に取得した利益に基づいて認定し、事件発覚の時点で実際の利益を取得していないときは、事件発覚時における関連資産の市場価格と、その株式等の取得のために支払った価格との差額に基づいて認定するものとした。さらに、第 12 条は、宝石、玉石（ぎよくせき）、書画、腕時計、貴金属等の特定財物について、真偽不明な場合には真偽の鑑定を行わなければならないことを定めた。また、その具体的な価値について、通常は価値の査定を行い、その認定された価値をもって収賄額とするとの原則を確立した。

近年、会社の無償株・ストックオプションや美術品等を供与する賄賂が増加しており、その情勢を踏まえてこれらの認定基準が定められたと考えられる。いずれにせよ、典型的な金銭等の授受に限らず賄賂の罪が成立しうる点に注意を要する。

V おわりに

その他、司法解釈二は、組織体による収賄罪や組織体に対する贈賄罪等の一部の類型について、経済情勢の変化に応じた金額基準の引き上げを行っている。また、汚職・賄賂犯罪における自首や、金品の自発的返還について、寛大な処置の基準に関する規制緩和等の改正も行っている。

一方で、司法解釈二の施行は、全体的に、汚職・賄賂犯罪、特にそのうち民間企業が関わる贈収賄、職務を利用した横領、資金流用等に対する規制をより厳格化する傾向にあると判断できる。在中日系企業は、司法解釈二による新たな変化を含め、いわゆる「商業賄賂」等に対する中国法上の規制を的確に把握したうえ、贈答、接待、寄付、スポンサー費用、販売奨励金、代理店手数料、リベート、従業員経費精算、売掛金管理、資金使用等に関するコンプライアンス管理をさらに強化することが望まれる。

（執筆者連絡先）

金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※主な取扱分野は、対中投資、M&A、国際貿易及び紛争解決、輸出管理等をめぐる各種コンプライアンス関連業務など。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心 18 層

Tel: 86-10-5878-5091（事務所） 86-13911481122（携帯）

Fax: 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kingandwood.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・長春・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・重慶・無錫・東京・ニューヨーク・シリコンバレー・ロサンゼルス・バンクーバー

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

国際アドバイザー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では 2026 年 5 月中旬から 7 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[行政法規]

【対外貿易】	
○「国务院の対外投資に関する規定」(国务院令第 837 号、2026 年 6 月 1 日公布、2026 年 7 月 1 日施行) ■原文(「国务院关于对外投资的规定」)は、中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 https://www.gov.cn/zhengce/content/202606/content_7070755.htm	
	中国国外への投資について、基本原則、政府のサービス、管理、保護等の基本的な措置を従来の部門規則から行政法規として新たに規定したもの。 ■同規定の主な内容は、以下の通り。 1.基本原則 ・対外投資活動は、対外開放の基本的国策を堅持し、総合的な国家安全保障を保護し、対外投資管理サービスを健全化し、対外投資の質とレベルを向上させ、開放への協力と互惠共栄を促進する。 ・国家は、国際的でハイレベルな経済貿易規則に適応し、質の高い「一帯一路」の共同建設を推進し、多国間・二国間の投資協力メカニズム構築を推進し、国際投資規則の制定に積極的に参画する。また、産業チェーン・サプライチェーンの国際協力を推進し、単独主義と保護主義に反対し、開放型の世界経済の構築を推進する。 2.対外貿易サービス ・国家は、外交、法律、財政・租税、金融、経済・貿易、物流、出入国、税関、貿易促進等の分野におけるサービス資源を統括し、投資者に対するサービスの保証を提供する。 ・コンサルティング・評価、法律サービス、会計・監査、信用格付け、調停・仲裁、知的財産権等の専門サービス機関による質の高いサービスの提供を支持する。 ・銀行業金融機関による融資等の金融サービス、政策性保険機関による海外投資保険等のサービス提供を支持する。 3.対外投資管理 ・国家は、対外投資管理体系における調整・コントロール措置を整備し、種類・階層ごとに全プロセス監督管理を実施し、リスク防止・コントロールを強化する。 ・国务院投資主管部門・商務主管部門は、国务院の関係部門と共同で、国民経済・社会発展の必要性、関係国・地域の投資環境とリスクの変化に基づき、対外お投資政策を制定・調整し、対外投資の奨励・制限・禁止事項を明確にする。

- ・投資者は、対外投資における政府部門の認可・届出、情報報告、越境資金登記等の手続きが必要な場合、国家の関係規定に従って処理し、事実通りに資料を提出し、関係部門の監督検査に協力しなければならない。
- ・投資者は、国家が輸出を禁止する貨物・技術・サービス・関連データを輸出、使用してはならず、または許可を得ずに輸出、使用してはならない。また、国外に派遣される技術・人員による業務、技術指導・訓練等を通じて移転してはならない。
- ・国家は対外投資安全審査制度を健全化する。国務院投資主管部門・商務主管部門は国務院の関係部門と共同で、国家の安全に影響を及ぼし、または影響を及ぼす可能性のある対外投資および関連資産・権益等に関する安全審査を行う。

4.対外投資の保護

- ・国務院関係部門は、対外投資モニタリング・早期警戒およびリスク評価を強化し、関係国・地域の安全状況を適時に発表し、投資者に対する安全リスクの予防を指導・支援する。
- ・中国が締結・加盟した国際条約・協定に基づき、あるいは平等互惠の原則に従い、他国・地域、国際組織等との法執行における協力・交流を展開し、投資者および投資企業・プロジェクトの従業員と資産等の安全、関係組織・個人の正当な権利・利益を保護する。
- ・国家は、他国・地域に投資する中国国民、組織および当該国・地域に投資する企業・プロジェクトの中国籍従業員に対して領事保護・支援を提供する。
- ・投資者が対外投資における矛盾・紛争について、協議・調停・仲裁・訴訟等の多様な方式を通じて解消し、自らの合法的権利・利益を維持することを奨励する。

5.外国の差別的措置への対抗措置

- ・投資者が投資先国・地域で貿易関連投資障壁、その他の投資・経営障壁に遭遇した場合、国務院商務主管部門は自ら、または国務院の関係部門とともに調査できる。国務院関係部門は、調査結果に基づいて国・地域別の投資政策を調整し、関連の貨物・技術の輸出入または国際サービス貿易を禁止または制限する措置をとることができる。
- ・いかなる国家・地域、国際組織も、国際法と国際関係の基本原則に違反し、投資・経営等において、中国に対して禁止・制限またはその他の類似の措置をとった場合は、中国政府および関係部門は実際の状況に基づき相応の措置をとることができる。
- ・他国・地域の組織、個人が中国の国家主権・安全・利益に危害を及ぼし、正常な市場取引の原則に違反して中国企業、その他の組織・個人との正常な取引を中断させ、または投資者およびその対外投資に対して差別的措置をとり、投資者およびその対外投資の正当な権益を不合理に剥奪または制限した場合は、中国に関係する輸出入活動、中国国内での投資、中国国内の組織・個人との取引・協力等の活動、関係人員・製品・交通運輸手段等の入国を禁止または制限する。また、関係人員による中国国内での活動、滞在または居留資格を取り消す等の措置をとることができる。

〔 政策 〕

【外資政策】
○「商務部、国家発展改革委員会、財政部の『外資活用安定化・促進・最適化行動計画』の印刷・公布に関する通知」（商資発〔2026〕97号、2026年6月16日公布・実施） ■原文（「商务部 国家发展改革委 财政部关于印发《利用外资固稳促优行动方案》的通知」）は、中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202606/content_7072838.htm
中国政府の外資誘致に関する政策・措置をまとめた文書で、地方政府と国務院関係部門に通知したもの。2023年から毎年、同様の文書が公布されており、今回の文書に記載される政策・措置は、以前の文書と重なるものが多いが、政府の説明では、今回の文書も広範な外商投資企業や外国商工会議所の意見を反映して策定したとしている。 ■この文書には、外資に対する市場参入の拡大、利便性の向上、国内再投資の促進、サービス・支援体制の改善、外資管理の最適化という5つの面について15項目の政策・措置が列挙されている。このうち、外国投資者と外商投資企業へのインパクトが大きいと思われる主な政策・措置は、以下の通り。 1. サービス業分野における開放促進 ・職業技能訓練機関、職業大学および理工学・農学・医学分野のハイレベルな大学における対外開放の試行を促進する。 ・北京市の国家サービス業開放拡大総合試行モデル区でのデジタル経済、医薬・健康といった現代サービス業の重点分野の開放試行を推進する。 2. 金融業の開放レベルの着実な向上 ・より多くの外資金融機関が国債先物を含むリスク管理ツールを活用し、金融リスク管理を強化することを支持する。 ・外資機構が法に基づいて基金（ファンド）投資顧問業務を展開することを支持する。 ・重点外資企業に対し、クロスボーダー融資の利便的な枠を提供する。 ・国内銀行に対し、国際決済書類作成を外資大企業等の顧客に代わって代行する「代客制単」サービスの導入を奨励する。 ・条件に適合する重点外資企業の国内市場での上場・資金調達を支持する。 3. 医薬等産業の質の高い発展への外資の参画支持 ・医薬品の「分段生産」（注：段階的・プロセス分離製造）の実施細則を早急に策定・公布し、国外の医薬品製造販売許可取得者（LAH）が、バイオ製剤や化学医薬品のクロスボーダーな分段生産をできるようにする。 ・バイオテクノロジー分野および外資独資病院の開放に向けた試行地域をさらに拡大するため、検討・参入承認プロセスを早急に進める。 ・保険会社がより多くの革新的な医薬品・医療機器を民間保険の対象に含めることを支援する。 ・業界の連携プラットフォームを構築し、外資企業が製造した医薬品が医薬品小売りルートに参入しやすくなるよう利便性を高める。 4. 外資による合併・買収（M&A）管理制度の完備

	・外国投資者による国内企業の M&A に関する規定の改定・公布を加速させる。 ・一定の条件を満たす外資持分投資企業（注：プライベートエクイティ（PE）、ベンチャーキャピタル（VC）等）が戦略投資家として非関連業界の上場企業の証券発行に参画することを許可する。 5. データの越境移動に対する管理の最適化 ・自由貿易試験区、国家サービス業開放拡大試行都市が、より多くの分野において、具体的な「シナリオ別」、「分野別」のデータ国外移転ネガティブリストを策定することを支持する。 ・工業、通信、地理情報、自動車、医薬品、種苗、宇宙航空、民間航空等の分野における重要データ識別目録の国家標準（規格）の策定を推進する。 6. 外資の国内再投資の促進 ・より多くの外資企業の再投資プロジェクトを「重大・重点外資プロジェクトリスト」に追加し、サービスの保証の範囲を拡大する。 7. 中国内への外資研究開発（R&D）センター設立の誘致 ・外資 R&D センターへの支援政策を改善し、国外の高度人材の招聘を促進する。 ・オープンイノベーションプラットフォームや研修・訓練拠点の設立、新型 R&D 機構の発展を支援し、イノベーション成果の産業転換支援を強化する。
--	---

[規則]

【労働】	
	○「定年超過労働者基本権益保障暫定施行規定」（人力資源社会保障部・国家卫生健康委員会・应急管理部・国家税務総局・国家医療保障局令第 56 号、2026 年 5 月 10 日公布、同年 7 月 1 日施行） ■原文（「超龄劳动者基本权益保障暂行规定」）は、人力資源社会保障部の下記サイトをご参照。 https://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/gzk/gz/202605/t20260525_576849.html
	2025 年から政府職員や企業労働者の法定退職年齢（定年）が段階的に引き上げられ、定年を超えた場合も雇用主と労働者の合意により、3 年を上限として退職時期の延長が可能になった。本規定は、定年超過労働者の待遇について定めたもの。 ■定年超過労働者に対する雇用主の義務についての規定は、主に以下の通り。 ・定年超過労働者には、原則として時間外労働をさせない。時間外労働をさせる場合は、「労働法」の労働時間延長についての規定（原則 1 日 1 時間・最長 3 時間以内、1 カ月 36 時間以内）、労働時間延長規定の違反禁止に関する規定、時間外労働・休日労働の賃金についての規定（時間外労働は通常賃金の 150%、休日労働で代休を手配できない場合は 200%、法定休日労働は 300%）を順守しなければならない。 ・労働報酬は、所在地の最低賃金基準を下回ってはならない。 ・定年超過労働者に対して安全な生産および職業衛生の教育・訓練を提供し、関連規定・基準を実施し、事故・職業病の発生を予防しなければならない。 ・雇用主は、定年超過労働者のために工傷（労働者災害補償：労災）保険に加入し、保険料を納付しなければならない。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・定年超過労働者が基本養老保険を受給しておらず、従業員向け基本養老保険への継続加入を選択する場合、当該労働者は、個人として従業員向け基本養老保険料の納付を継続できる。その場合、雇用主が代理として保険料を源泉徴収し、納付する。また、雇用主との合意により、雇用主が当該労働者に代わって従業員向け基本養老保険料を納付することも可能である。・定年超過労働者の基本医療保険についても、基本養老保険と同様の扱いとする。 |
|--|

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行
トランザクションバンキング部

項 目	単位	2025年						2026年					
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	(7-9月) 4.8			(10-12月) 4.5			(1-3月) 5.0			(4-6月) 4.3		
固定資産投資*	前年 同期比%	1.6	0.5	▲ 0.5	▲ 1.7	▲ 2.6	▲ 3.8	-	1.8	1.7	▲ 1.6	▲ 4.1	▲ 5.7
第一次産業	前年 同期比%	5.6	5.5	4.6	2.9	2.7	2.3	-	17.4	15.9	10.1	5.9	0.9
第二次産業	前年 同期比%	8.9	7.6	6.3	4.8	3.9	2.5	-	5.4	5.8	2.5	0.1	▲ 1.1
第三次産業	前年 同期比%	▲ 2.3	▲ 3.4	▲ 4.3	▲ 5.3	▲ 6.3	▲ 7.4	-	▲ 0.4	▲ 1.0	▲ 4.2	▲ 6.8	▲ 8.4
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	5.7	5.2	6.5	4.9	4.8	5.2	-	6.3	5.7	4.1	4.5	5.3
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	3.7	3.4	3.0	2.9	1.3	0.9	-	2.8	1.7	0.2	▲ 0.6	1.0
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	0.0	▲ 0.4	▲ 0.3	0.2	0.7	0.8	0.2	1.3	1.0	1.2	1.2	1.0
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	▲ 3.6	▲ 2.9	▲ 2.3	▲ 2.1	▲ 2.2	▲ 1.9	▲ 1.4	▲ 0.9	0.5	2.8	3.9	4.1
輸出***	億ドル	3,217.8	3,218.1	3,285.7	3,053.5	3,303.5	3,577.8	-	6,565.8	3,210.3	3,594.4	3,767.8	4,123.9
	前年 同月比%	7.2	4.4	8.3	▲ 1.1	5.9	6.6	-	21.8	2.5	14.1	19.4	27.0
輸入***	億ドル	2,235.4	2,194.8	2,381.2	2,152.8	2,186.7	2,436.4	-	4,429.6	2,699.0	2,746.2	2,713.5	2,867.6
	前年 同月比%	4.1	1.3	7.4	1.0	1.9	5.7	-	19.8	27.8	25.3	27.4	36.0
貿易収支***	億ドル	982.4	1,023.3	904.5	900.7	1,116.8	1,141.4	-	2,136.2	511.3	848.2	1,054.3	1,256.2
対内直接投資 (実行ベース)* ^(注)	億元	4,673.4	5,065.8	5,737.5	6,219.3	6,931.8	7,476.9	920.1	1,614.5	2,496.0	2,876.9	3,272.9	4,021.4
	前年 同期比%	▲ 13.4	▲ 12.7	▲ 10.4	▲ 10.3	▲ 7.5	▲ 9.5	▲ 5.7	▲ 5.7	▲ 7.3	▲ 10.3	▲ 8.6	▲ 5.0
外貨準備高	億ドル	32,922	33,222	33,387	33,433	33,464	33,579	33,991	34,278	33,421	34,105	34,422	34,163
都市部調査失業率	%	5.2	5.3	5.2	5.1	5.1	5.1	5.2	5.3	5.4	5.2	5.1	5.0
国内自動車 販売台数	万台	259.3	285.7	322.6	332.2	342.9	327.2	234.6	180.5	289.9	252.6	262.9	281.0
	前年 同月比%	14.7	16.4	14.9	8.8	3.4	▲ 6.2	▲ 3.2	▲ 15.2	▲ 0.6	▲ 2.5	▲ 2.1	▲ 3.2
購買担当者指数 (PMI)	製造業	49.3	49.4	49.8	49.0	49.2	50.1	49.3	49.0	50.4	50.3	50.0	50.3
	非製造業	50.1	50.3	50.0	50.1	49.5	50.2	49.4	49.5	50.1	49.4	50.1	50.2

*：年初からの累計ベース。

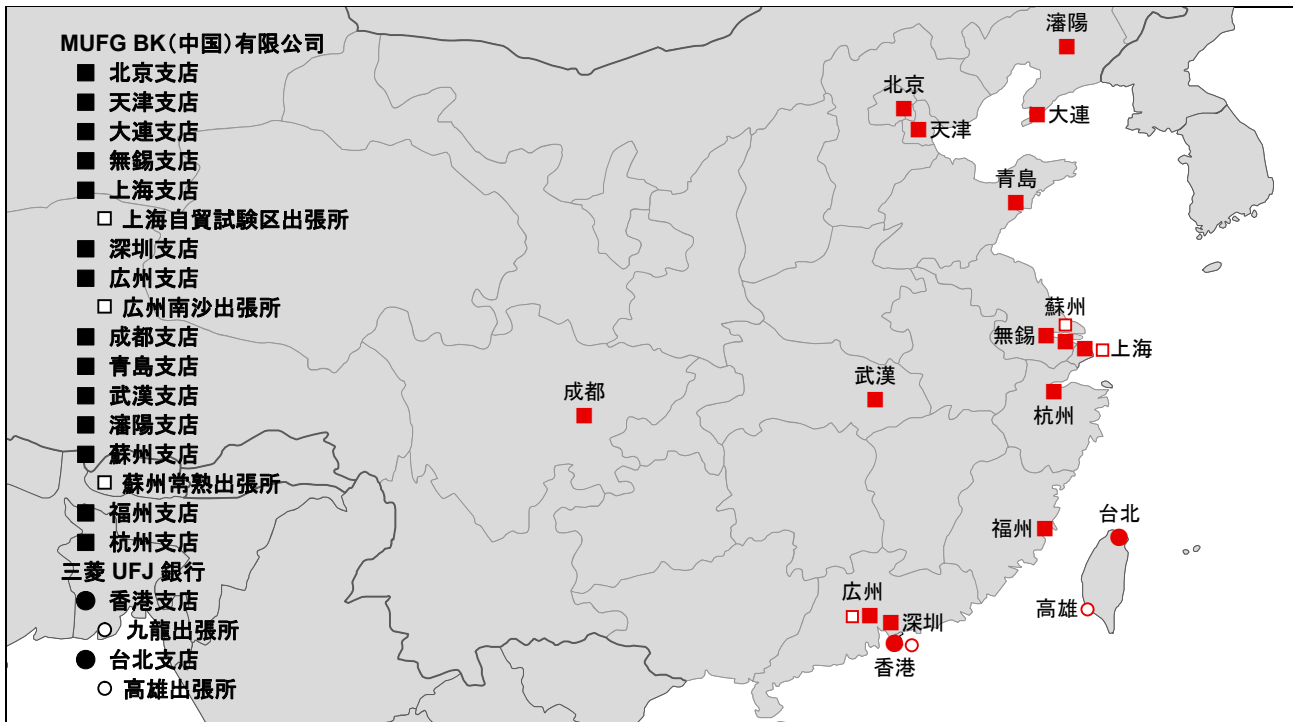
**：2月 は 1-2 月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

***：2月 は 1-2 月の累計ベース。

(注) 金融業を含む数値となる。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 申貿大厦11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上 海 支 店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1601、1602、1604单元 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1603单元	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広 州 南 沙 出 張 所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区東大路577号1棟2单元18階1802-04室	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店 蘇 州 常 熟 出 張 所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大厦15階 江蘇省常熟市常熟高新技术開發区黄浦江路289号臨湖商業中心項目弁公楼【2902-A】单元	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 出 張 所	18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高 雄 出 張 所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。